

## 協議 1

## 調査対象地域抽出条件（案）について （機械的評価項目）

法的な制約や、災害等の影響など、施設整備地として不適切な箇所を除外し、整備可能な面積等の条件を満たす箇所を抽出するための条件を設定し、地理情報システムを用いて、盛岡市全域からその条件を満たす箇所をできるだけ多く抽出するものとする。

その条件は下記に示す区分に基づくものとする。

### （1）第1次選定（調査対象地抽出）条件の設定

#### ① 施設整備に必要な面積

基本構想において同規模施設の実績から敷地面積を約3～5haと想定しているが、機能の拡張や地域還元施設（余熱利用施設）の整備も想定し、3ha以上の敷地面積が確保できる箇所を抽出する。

#### ② 施設整備が可能な要件（別表1（1）法規制，判定欄“－”関係）

施設整備が可能な要件については、土地利用計画や自然環境保全、防災等の分野に関する各種法律により指定された区域の指定趣旨を踏まえて、施設整備が可能な地区を抽出する。

### （2）立地回避区域について

#### ① 法的に立地が困難な区域（別表1（1）法規制，判定欄“回避”関係）

優れた自然環境や都市景観・自然景観を保全する区域、歴史的資源を保全する区域、災害等の恐れがある区域など、各種法律により指定されている規制の区域を立地回避区域とし、それら以外の区域を施設整備が可能な区域として抽出する。

#### ② 立地を避けた方が望ましい区域

（別表1（2）自然的特性，（3）社会的特性，判定欄“回避”関係）

河川・湖沼、開発が行われた区域、道路・鉄道・公園等のインフラが整備されている区域については立地を避けた方が望ましい区域とする。

第1次選定条件では、この区域を立地回避区域として設定する。